

兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の運用に関する規程

令和7年12月15日
兵庫県警察本部告示第385号の2

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年兵庫県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(手続等に係る電子計算機の技術的基準)

第3条 規則第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機及び規則第4条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(作成日時の記録)

第4条 情報通信活用法第6条第1項又は情報通信活用条例第6条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法により、規則第3条第2項第2号に規定する事項をスキャナその他の画像読取装置により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする場合は、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録して行わなければならない。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第5条 規則第3条第3項ただし書に規定する措置は、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する申請等ごとに、本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置として本部長が指定する措置とする。

(署名等の代替措置)

第6条 規則第3条第6項ただし書きに規定する措置は、前条に規定する措置とする。

(電子情報処理組織により処分通知等を受けることを希望する旨の届出)

第7条 規則第4条第5項第2号の規定による届出は、情報通信活用法第6条第1項又は情報通信活用条例第6条第1項に規定する方法によるものとする。

(書面等を提出しようとする場合の措置)

第8条 規則第3条第8項に規定する場合において、同条第2項に規定する者が、書面等（申請等のうち、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）を提出しようとするときは、申請等ごとに本部長が指定する符号等を明らかにしなければならない。

附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。